

既存の計画への追記による避難確保計画の作成



国土交通省

消防計画に追記する例　…以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく
洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛消防組織の項目を追加(手引き P21～P23参照)
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水
予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教
育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記
載。※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可
能。

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4～7参照)
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ご
との活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17～19参照)
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、
避難誘導方法を定める。※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪
水時と同一の場合、これを引用することでもよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材
を記載する。※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の
記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでもよい。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事
項を追加する。※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施してい
る教育・訓練をもつて代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計
画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)
第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇
について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人
命の保護を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る
ことを目的とする。

(自衛消防の組織と任務分担)	
第〇条	〇〇〇〇の自衛消防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により 自衛消防組織を別表〇のとおり指定する。
係別	任務内容
総括管理責任者	自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛消防組織の各 係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)	
第〇条	洪水時ににおいては、次の防災体制をとる。
体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	〇〇情報発表
警戒体制	〇〇情報収集、器材準備・高齢者等避難開始発令
非常体制	〇〇情報収集、器材準備、要配慮者の避難説明…
	施設全体の避難誘導、…

(洪水時の避難誘導)	
第〇条	洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
(1) 避難場所・経路	・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
(2) 避難誘導方法	・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。 ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。 ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする…等

(洪水に備えての準備品)	
活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話、懐中電灯、携帯用扩音器、電池式照 明器具、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用扩音器、電池式照 明器具、電池、携帯電話、ペッタリ、ライジャケット、量光塗料
避難誘導	施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防災具

(洪水対策に係る教育及び訓練)	
第〇条	施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行ふものとする。
全従業員	予定期月
新入社員	〇〇月
自衛消防組織	その都度
	〇〇月